

○厚生労働省令第一号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第九条の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第六條の十一 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 都道府県知事は、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であつて、保育士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条第二項第二号(社会的養護に限る。)、第三号及び第四号に規定する科目の受験を免除することができる。</p> <p>④ 前三項の規定により、前条第二項各号に規定する科目の免除を受けようとする者は、前三項に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。</p>	<p>第六條の十一 (略)</p> <p>② (略) (新設)</p> <p>③ 前二項の規定により、前条第二項各号に規定する科目の免除を受けようとする者は、前二項に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。</p>

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)

第二条 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

				<p>(児童福祉法施行規則の準用)</p> <p>第六条 児童福祉法施行規則第一章の四(第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第六条の九、第六条の十一第三項、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七</p>	<p>保育士試験</p>	<p>国家戦略特別区域限定保育士試験</p>	<p>保育士試験</p>	
<p>第六条の十一第一項</p>	<p>前条第二項各号</p>	<p>厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「特区法施行規則」という。)第一条第二項各号</p>	<p>保育士試験</p>	<p>第六条の九、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七</p>
<p>第六条の十一第二項から第四項まで</p>	<p>前条第二項各号</p>	<p>国家戦略特別区域限定保育士試験</p>	<p>特区法施行規則第一条第二項各号</p>	<p>第六条の九、第六条の十一第三項、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七</p>
<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第六条の九、第六条の十一第三項、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第六条の九、第六条の十一第三項、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。